

平成29年7月定例教育委員会会議録

○日 時 平成29年7月20日(木) 午後3時～4時09分

○場 所 櫛引庁舎・教育委員室

○出席委員 教育長 加藤 忍
1番 田中 芳昭(教育長職務代理者)
2番 佐竹 美津子
3番 毛呂 光一
4番 佐藤 清美

○欠席委員 なし

出席議事説明職員氏名

教育部長	石 塚 健	管理課長	本 間 明
学区再編対策室長	佐 藤 嘉 男	学校教育課長	尾 形 圭一郎
学校教育課指導主幹	山 口 幸 一	社会教育課長	鈴 木 晃
社会教育課文化主幹	佐 藤 尚 子	中央公民館長	前 森 淳 子
藤沢周平記念館長	三 浦 眞 紀	スポーツ課長	秋 葉 敏 郎
図書館長	松 浦 幸 子	学校給食センター所長	太 田 功

出席事務局職員氏名 管理課庶務係長 石川聡

会議次第

1. 開会
2. 市民憲章唱和
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事
 - 日程第1 議第13号 平成30年度使用鶴岡市立小学校教科用図書の採択について
 - 日程第2 議第14号 平成30年度使用鶴岡市立中学校教科用図書の採択について
 - 日程第3 議第15号 平成30年度使用鶴岡市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について
 - 日程第4 議第16号 鶴岡市指定文化財の解除について
 - 日程第5 議第17号 職員の懲戒処分について(非公開)
5. 報告事項
 - (1) 平成29年度鶴岡市各地域成人式の開催について
 - (2) 平成29年度鶴岡市勤労青年国内研修派遣事業について
 - (3) その他
6. 閉会

開 会（午後 3 時）

教育長 　　ただ今から 7 月の定例教育委員会を開会する。最初に市民憲章唱和を行う。

（学校教育課指導主幹が先唱し、市民憲章唱和）

教育長 　　会議録署名委員は、3 番委員に願います。

審議に入る前に議事の進行について、日程第 5 議第 1 7 号職員の懲戒処分については、その他全ての案件終了後に行うこととしてよろしいか。

教育委員 　　異議なし。

教育長 　　では、そのようにさせていただく。それでは、日程第 1 議第 1 3 号平成 3 0 年度使用鶴岡市立小学校教科用図書の採択についてから、日程第 3 議第 1 5 号平成 3 0 年度使用鶴岡市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についてまでの議案 3 件について、一括して事務局より説明をお願いします。

学校教育課指導主幹 　　議第 1 3 号平成 3 0 年度使用鶴岡市立小学校教科用図書の採択についてから、議第 1 5 号平成 3 0 年度使用鶴岡市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についてまで、ご説明申し上げます。

本議案 3 件については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 3 条、1 4 条の規定により、来年度使用する教科用図書の採択について、教育委員会で議決し、県教育委員会に報告するものである。

まず、議第 1 3 号についてご説明申し上げます。小学校の教科用図書については、平成 2 6 年度に採択され、平成 2 7 年度から 3 1 年度まで継続使用することとなっている。加えて今年度は、来年度から初めて道徳で教科用図書を使用することとなっており、その採択を行った。県教育委員会から指定された本市と庄内町、三川町の 1 市 2 町の教育委員、教育長及び保護者代表等によって構成される「田川地区教科用図書採択協議会」を 5 月 1 6 日と 7 月 1 8 日の 2 回開催し、十分な協議を経て、別紙のとおり採択案として決定したところである。

それでは、採択理由についてご説明申し上げます。別紙ご参照いただきたい。来年度から使用する小学校道徳の教科用図書について、学習指導要領を踏まえ、観点を設定し、比較検討したものである。観点については、田川地区の児童や地域の状況等をふまえ、1 点目、学ぶ意欲を高める内容構成・分量・配列等の工夫はどうか。2 点目、道徳性を育み、生き方を深く考えさせる教材の内容、多様性があるか。3 点目、主体的・対話的で深い学びにつながる指導方法への配慮がされているか。4 点目、学年間や他教科との関連への工夫や配慮がされているか。の 4 つを設定し、検討したと

ころである。その結果、8社の中から、「学研みらい教育」を選定したものである。

「学研」の教科用図書は、教材全体に現代的な課題を意識した多様性があり、読み物だけでなく、図解・チャート式など思考を補助するユニバーサルデザインを意識した提示になっていること、写真等もダイナミックで読みやすく見やすいこと、情報量も多すぎず適度であること、活動の多様性も示し、「考え、議論する」道徳授業を意識した内容になっていることから、総合的に児童にとって「読みたくなる、考えたくなる」教材を多く含み、学校・児童の実態に適した多様で効果的な指導方法を展開しやすい教科書として最も適していると判断した。ついては、道徳を含め、別紙一覧のとおりご可決くださるようお願い申し上げます。

次に、議第14号についてご説明申し上げます。中学校の教科用図書については、平成27年度に採択され、平成28年度から32年度まで継続使用することとなっている。別紙一覧のとおり、ご可決くださるようお願い申し上げます。

次に、議第15号についてご説明申し上げます。小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について、別紙一覧のとおりご可決くださるようお願い申し上げます。これらの教科用図書は、特別支援学級の児童生徒の実態に合わせて、使用可能な教科用図書を大枠として採択し、採択された別紙一覧の中から、各学校で適切な教科用図書を使用できるようにするものである。具体的には、次の4つの場合がある。1つ目は、先に説明した当該学年使用の教科用図書を使用する場合。2つ目は、下学年の教科用図書を使用する場合。3つ目は、文部科学省作成の星印の教科用図書を使用する場合。4つ目は、別添の一般図書を使用する場合である。

教育長

一括して説明いただいたが、特に議第13号については、道徳の教科書化ということで新しい動きになる。議第14、15号も含めて質問、意見等はないか。新しい学習指導要領は、32年度から完全実施となるので、30年度、31年度の先行実施の時に使用する教科書を採択するものである。32年度からの完全実施の際には、その前年の31年度にもう一度、全教科の採択を行うという流れになる。

2番委員

これまでも道徳の教科書はずっと使われていたと思うが、これまでとは違った観点で、新しく選定するのか。

学校教育課指導主幹

道徳の時間は、これまでも教育課程の中に位置づけられていたが、使う教材については、各校でそれぞれ、様々な業者が出している副読本を準備し、それを使って学習してきた。または、新聞記事等を活用して、道徳の時間に指導してきた。

- 教育長 文科省から出ている「みんなの道徳」の他、各教科書会社が出している副読本も何種類もあり、もしくは自作の資料でもよいとなっている。そのような中で、指導者側が様々な工夫をして行ってきたが、今度は全国で教科書として使う。田川地区でも、採択すれば全部の小学校の道徳の時間でこの教科書を使い、教科書に書いてある内容で道徳を進めることになる。
- 2番委員 その教科書を正式に使うのが、32年度になるのか。
- 教育長 先行実施をするということで、30、31年度の2年間は、今回採択の学研の教科書を使ってやる。32年度からは、また前年に採択協議会を開いて研究調査する。今回は8社あったが、再度31年度に採択して、32年度からまた4、5年スパンで使っていく。
- 2番委員 教科書を使うということは、同時に成績もつけることになるのか。
- 学校教育課指導主幹 道徳の評価については、数値での評価をせず、文章表現でお子さんの道徳的価値の高まりなどを評価することになる。
- 教育長 道徳的価値の4つのカテゴリーについて説明をお願いします。
- 学校教育課指導主幹 項目について、1つ目は自分自身に関すること、例えば正直とか善悪の判断等である。2つ目は人との関わり、例えば思いやりとか感謝等である。3つ目は集団や社会との関わりとして、規則、きまりであるとか勤労とか公共の精神等についてである。4つ目は、命とか自然等の崇高なものとの関わりとして、生命の尊さとか自然愛護等である。以上のような4つの項目について、学習、評価をしていくことになる。
- 教育長 それぞれの価値を学ぶための題材が教科書の中にあり、それを通して学んでいくことになる。
- 2番委員 今まで以上に先生方の力量が、求められていくわけですね。
- 教育長 今までは、指導内容をある程度選択できたが、教科書で教えることによって指導内容がそろっていくことになる。指導の方法、指導者側の工夫が求められると思う。
- 4番委員 今までの道徳の時間と先行実施してやる2年間、もしくはその先の32年度からの授業数を教えていただきたい。
- 学校教育課指導主幹 授業時数としては、これまでどおり年間35時間、週1回となる。
- 4番委員 その中で、1冊をまるまる各学年それぞれ学習するということか。
- 学校教育課指導主幹 はい。その教科書を使いながら学習をしていくことになる。
- 教育長 道徳の授業時間は、年間35時間ある。その他に各教科の授業の中でも道徳の心を養う部分があるし、特別活動の中では、行事とか児童会・

生徒会活動の中でも道徳的実践する力を養ったりする。学校全体で養っていく核になるのが、道徳の35時間であるをご理解いただきたい。

1 番委員 教科書ができることによって、道徳という教科が、今までとどう変わるのか伺いたい。

学校教育課指導主幹 道徳性については、教え込むとか導いていくなどの意図的なことがあってはならないもので、子ども一人ひとりが持つ価値観をどう高めていくか、そこを読み取って評価してあげることが非常に大事である。教育長からも話があったが、道徳性は教育活動全体をとおして身に着けていくもので、道徳の時間はその中の核となるものである。これまでも道徳の時間を大事にしてきたが、教科書に沿って、各学校で年間計画や指導計画等を設定し、1時間毎、丁寧に進めていくことが必要だと思う。

学校教育課長 今までは教科ではなく領域であったので、指導については学校または各担任に任せられている部分もあり、言い方を変えれば裁量の部分もあった。この度は教科になったので、より内容的にしっかり管理をしていかなければならないことになるし、学校によってまた担任によって扱い方が違うということが、今までよりも無くなってくると捉えている。

教育長 基本的には変わらないをご理解いただいて良いが、これまで学校行事の直前に曖昧な使い方をされたこともあり、35時間完全に実施することが求められると思う。

1 番委員 道徳の教科化によって、日本国中同じことをやることになるわけだが、一律化にならないように気をつけていただきたい。前にも話をしたことがあるが、私が教員になる少し前に「教科書を教えるのか」、「教科書で教えるのか」という議論があり、それについては、「教科書等で教える」ことで、結論的なものが出ている。教科書ができて教科化されたとしても、先生方が教科書だけを頼って一律に教え込むことが無いよう、教科書はあくまでも一つの教材として、生徒達のいろいろな考え方、ディスカッションそして行動に移っていくような配慮を続けていただきたい。

教育長 今求められている道徳は、考える道徳、議論する道徳であって、画一的に答えを一つにまとめるような道徳ではないと思うので、今のご意見を参考にしながら学校指導をお願いしたい。

教育長 他に質問、意見等はないか。それでは、ただいまの議第13号から議第15号まで一括して採決する。これらの議案についてご異議なければ可決してよろしいか。

各委員 異議なし。

教育長 異議なしとして、議第13号から議第15号までは可決された。次に、日程第4議第16号鶴岡市指定文化財の解除について、事務局より説明

をお願いします。

社会教育課長

議第16号鶴岡市指定文化財の解除について、ご説明申し上げます。

対象となる文化財は、手元の資料にある昭和60年10月1日に指定致した鶴岡市指定有形文化財観音三尊懸佛であり、水沢にあるお寺が所有者である。この懸佛が平成29年4月28日に県指定有形文化財に指定されたことにより、鶴岡市文化財保護条例第6条第2項の規定に基づき、鶴岡市指定文化財の指定を解除するものである。なお、県指定文化財としての公表に際しては、所有者の意向により所有者名を非公表としているので、ご留意下さるようお願い申し上げます。

教育長

県の文化財に指定されたということで、市の方を解除するものである。ただいまの議第16号について、質問、意見等はないか。

2番委員

写真が載っていて初めて拝見したが、大きさはどのくらいあるのか。

社会教育課長

外径が43.4センチと大きいものである。普段は公開していないので、公表を避けて欲しいとのことであった。

教育長

彫刻ということだが、木製なのか。

社会教育課長

木製の板面に銅鑄のものが3体付いており、出羽三山を表している。

2番委員

県の指定になった場合、どこかに移動するのか。

社会教育課長

場所は移動せず、ランクが格上げになるものである。

教育長

保有する義務などのハードルは高くなるが、補修する時などは県の補助を受ける割合が上がる。

社会教育課長

今までは補修、修繕を要する場合に市だけの補助であったが、今後は県の補助も市の補助も受けることができる。

教育長

他に質問、意見等はないか。ご異議なければ可決してよろしいか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしとして議第16号は可決された。次に報告事項に入る。平成29年度鶴岡市各地域成人式の開催について、事務局より説明をお願いします。

社会教育課長

平成29年度鶴岡市各地域成人式の開催について、報告とお願いを申し上げます。

今年も鶴岡地域以外の各地域の成人式をお盆の時期に開催する。対象者は、平成8年4月2日から平成9年4月1日に生まれた方となる。開催日は、藤島地域が8月12日土曜日午前11時、羽黒地域が15日火曜日午後1時、楡引地域が14日月曜日午後1時30分、朝日地域が同じく14日午前9時30分、温海地域が15日火曜日午後3時となっている。お盆の時期と重なり大変恐縮ではあるが、教育委員の皆様には、各地域の式典にご出席の上、閉式のことばを述べていただきたく宜しく

お願い申し上げます。それぞれ、藤島地域に田中委員、羽黒地域に佐竹委員、櫛引・朝日地域に毛呂委員、温海地域に佐藤委員を割振りさせていただいた。また、加藤教育長には全地域への出席についてお願いするとともに、開式のことばを述べていただきたく宜しくお願い申し上げます。

なお、皆様の役回りについては、選挙年齢が改正になったことにより主催者から選挙管理委員会が外れたことによって、役割として今回は閉式のことばを担っていただくことになったので、宜しくお願い申し上げます。なお、鶴岡地域については、全市的に平成9年4月2日から平成10年4月1日に生まれた方を対象として、年明けの1月7日にタクト鶴岡で全市統一の初めての成人式を開催する予定であり、それについては、改めてご報告させていただく。

教育長 今回より選挙管理委員会が主催から外れ、鶴岡市と鶴岡市教育委員会の主催となるため、市長が式辞を述べ、教育委員会の中で開式と閉式のことばを担うことになった。

社会教育課長 皆様に登壇していただくので、服装については略礼服、白ネクタイでお願いしたい。

3番委員 今までは、我々が開式のことばを述べていたと思うが。

社会教育課長 今回は、開式のことばを教育長、閉式のことばを教育委員の皆様にお願ひするものである。

教育長 選挙管理委員会の委員長が行っていた部分を教育委員の皆さんに行っていたいただくものである。

この件について、質問はないか。次に、平成29年度鶴岡市勤労青年国内研修派遣事業について事務局より説明をお願いします。

中央公民館長 水色のチラシを配らせていただいたが、平成29年度鶴岡市勤労青年国内研修生を募集している。趣旨は、勤労青年の社会的視野の拡大並びに地域及び職域におけるリーダーの養成を図るため、兄弟都市鹿児島市を訪れ、歴史的なつながりや文化について研修する研修生を募集するものである。派遣期間は、平成29年10月27日金曜日から29日日曜日までの2泊3日で、募集定員は6名である。7月5日から募集を開始しており、締切りが7月31日となっている。応募資格は、市内に在住する勤労青年40歳までの男女で、市内の地域青年団で青年活動を行っている人、または研修の成果を活かした活動が期待できる人である。経費12万円のうち2分の1を補助するものである。派遣の決定は、書類審査と面接の上、決定されるものである。

また、プラネタリウムの夏の一般公開と大人のためのプラネタリウムの公開のチラシを添付させていただいたので、この機会に皆様にご覧い

ただきたくご案内申し上げます。

- 教育長 この件について、質問はないか。
- 2番委員 7月5日から募集が始まっているが、これまでに応募はあったのか。
- 中央公民館長 まだ申込みは届いていない状況である。
- 教育長 その他、質問、意見等はないか。他に報告事項はないか。
- 社会教育課長 鶴岡アートフォーラムの展覧会についてご案内申し上げます。委員の皆様には、既にご案内申し上げているが、この夏、鶴岡アートフォーラムでは、市民交流プログラム特別展覧会「東北画は可能か？」を8月20日までを会期として開催している。東北芸術工科大学の教員と学生らが行き組む活動「東北画は可能か？」で製作された作品や市民アーティストが描いた東北の絵のほか、気鋭のアート集団「山形芸術界限」による、普段は展示スペースとして使用しないエントランス等での展示など、盛り沢山の内容となっている。同時に「東北画は可能か？」発起人の一人である絵描き三瀬夏之介の大規模な個展も開催する。会期中は関連イベントとして、ギャラリートークや中学生から参加いただけるワークショップなども実施する。この機会にぜひアートフォーラムへ足をお運び下さるようご案内するとともに、周知にご配慮賜うようお願い申し上げます。
- 教育長 この件について、質問はないか。
- 2番委員 学芸員の説明や解説は、いつごろあるのか。
- 社会教育課長 ギャラリートークを予定しているが、詳しくは委員の皆様にお送りした資料に記載されている。
- 教育長 その他、質問、意見等はないか。他に報告事項はないか。
- 図書館長 子ども読書活動推進計画の中の一つとして、様々なお話を開催しているが、今年も夏休みに多くの子ども達から来ていただきたいことから、夏のお話を企画している。お話会と同時におすすめの本の展示と絵本のクイズ等を行っており、子ども達に何度も図書館に来ていただくためのスタンプラリーなども行っているため、ご案内させていただきます。
- 教育長 その他、質問、意見等はないか。他に報告事項はないか。
- ないようなので、次に日程第5議第17号職員の懲戒処分について、を議題する。議第17号は人事案件のため、非公開とすることにご異議はないか。
- 各委員 異議なし。
- 教育長 異議なしと認め、議第17号は非公開とさせていただきます。
- これより非公開の審議に入るので、申し訳ないが、傍聴の方は、ご退席をお願いします。

(会議録は別記録とする)

教育長

その他、報告事項はないか。ないようなので、これをもって7月の定例教育委員会を終了とする。

閉 会 (午後4時9分)